○延岡市議会における情報公開事務取扱い要領

本市議会が情報公開を実施するにあたり、その円滑な運営を図るために、次のとおり事務取扱い要領を定める。

一　実施における基本的事項

議会における情報公開については、情報公開条例に基づいて的確に対応するとともに積極的に議会情報の提供に努めることとする。

二　開示請求に対する開示・不開示の取扱い

(1)　市長部局と共通の公文書

市長部局の取扱いの例による。

(2)　議会固有の公文書

延岡市議会の議員及び職員が職務上作成し、または取得した文書等で、市議会が管理している情報は、情報公開の対象とするが、開示できない情報は、延岡市情報公開条例第五条に定める情報とし、概ね次のとおりとする。

①　議員の履歴事項（既に公表されている公職歴は除く）

②　議員年金支給額明細書・議員年金受給者台帳のうち、受給者氏名を除く部分。

③　議員報酬内訳明細書・報酬差引資料のうち、議員名および報酬額を除く部分。

④　請願・陳情書の代表者を除く署名簿の部分。

三　開示に当たり疑義を生じた場合の取扱い

議会公文書の開示・不開示の決定は議長が行なうが、決定に疑義を生じた場合には、議会運営委員会の意見を聞き、議長が最終決定する。

附　則

この要綱は、平成十二年七月一日から実施する。